●1975年10月29日第3種郵便物認可　毎月1回10日発行●　ISSN 0911-9396

# 関西労災職業病

関西労働者安全センター
2014. 9.10発行〈通巻第448号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
ＴＥＬ.06-6943-1527　ＦＡＸ.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店　普通 1340284
E-mail：koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ：http://www.geocities.jp/koshc2000/

●ゴミ処理施設内ガラス工芸教室で違法な石綿布使用が発覚 …… 2
●無断で事業主に労災打ち切り通知　個人情報漏洩で京都労働局に申し入れ　ユニオンネットワーク京都 …… 4
●再び刈払機の安全について　大事な実技教育 …… 7
●それぞれのアスベスト禍　その43　古川和子 …… 10
●堺市もアスベスト健康被害無料検診を実施 …… 12
●韓国からのニュース …… 14
●前線から …… 17
東北支部設立総会開催　中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
仙台／新潟アスベスト被害ホットライン実施　患者と家族の会　新潟
8月の新聞記事から／19

表紙／中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部10周年総会をバースディケーキで祝う参加者たち（8月24日、撮影：今井明）

'14 9

# ゴミ処理施設内ガラス工芸教室で違法な石綿布使用が発覚
## 調査・対応を要請

京都府大山崎町にある乙訓環境衛生組合（クリーンプラザおとくに）で10年以上続いているガラス工芸教室で講師をしている細井賢紀氏から「工房で石綿布が使用されていたことがわかったのだが、組合の対応が悪い」との趣旨の相談が寄せられ、８月13日に当センター事務所で詳しい話をうかがった。

それまでの経緯は次のようなことだった。

細井さんは、工房の講師をしているかつての教え子から「石綿ではないか？」という相談を聞き、自身で確かめたところその疑いが濃厚であったことから、５月下旬以降、組合担当者や工房の運営と講師派遣を組合から業務委託されている「パラダイスグラス」に対応を求めた。

ところが、合意した対応策がなかなか行われなかったため、細井さんは東京労働安全衛生センターに石綿布の分析を依頼。「アスベスト90%以上」との電話連絡を受けて、教室の中止を申し入れた。

分析をした東京センター・外山氏も委託運営会社に中止を勧告したが、その直後の８月９日も教室は開催された。

そして、細井さんは東京センターの紹介で週明け13日に当センターを訪れた。

### 石綿分析せず

相談を受けて、８月14日に組合の管理者の江下傳明大山崎町長に電話で対応を求めたところ「工房の使用中止と調査、報告を組合事務局長に指示した」旨の返答があった。

８月15日、細井さんと当センター片岡で組合を訪問し、事情を直接聞いたところ、組合のお粗末な対応が浮き彫りになった。

まず、６月上旬に、石綿布とみられた「物」を組合担当者はクリーンセンターの委託業者に廃棄を指示しており、その際、石綿の分析をせず、廃石綿として廃棄したかどうか不明だった。

「そもそも分析したのか」と問い詰めると、河野組合事務局長は逆に「その言い方はなんだ！」と逆ギレ同然の一幕もあったが、どうも、組合内部では「もう物はないはず」と高をくくっていた節があった。

そのため「このまま工房に行って確認しましょう」ということになり、問題の部屋に行ってみると、ストック分とみられる石綿布数枚が青いビニール袋に入った状態でみつかった。細井さんはそこからサンプルを取って、東京センターに送ったということだった。

結局、組合が分析を含めて早急に対応することを言明したのを聞いて、その日は

'14. 8/19 毎日新聞 【新聞定価1ヵ月4,037円(本体価格3,738円+消費税299円)】1部売り(消費税込み)朝刊140円 夕刊50円 〔第3種郵便物認可〕

# ガラス教室石綿使用か

## 耐熱布6月中止し廃棄

### 京都の組合

京都府長岡京市、向日市、大山崎町がつくるごみ処理施設「乙訓環境衛生組合」（大山崎町）の吹きガラス教室で、使われていた耐熱布に発がん性のあるアスベスト（石綿）が含まれていた疑いがあることが分かった。床や炉に敷かれ、室内で布をはたいていた講師もいたという。教室は1998年に始まったが、布がいつから使われていたのかは不明。組合は今年6月に使用を中止し、飛散の有無の調査を始めた。【大久保昇、写真も】

組合は1964年設立。3市町の家庭ごみを焼却するなどしている。吹きガラス教室は、ごみとして持ち込まれたガラスを再利用し、初から外部に委託し、2002年からは兵庫県加古川市のガラス関連業者に任せていた。

組合や関係者によると、布は施設内の「ガラス工房」の中にあり、ガラスを成形する作業台の下や、作品を冷やす「徐冷炉」の棚などに敷かれていた。教室終了後、ガラスくずを落とすために布を手でたいたり、ほうきで室内を清掃したりする講師もおり、炉内には繊維くずが落ちていることもあったという。

今年6月、講師の一人から「石綿ではないか」と指摘を受け、組合は同月に使用を中止。石綿かどうか調べずに廃棄した。不安に思った講師は今月、室内にあった予備品とみられる同種の布をNPO法人「東京労働安全衛生センター」（東京都江東区）に送り、分析を依頼。石綿の一種「クリソタイル」（白石綿）が90%以上含まれていることが分かった。

組合は備品の購入リストを調べたが、耐熱布の記録はなかったという。河野一武事務局長は「運営を業者に任せており、気づかなかった。管理体制が甘かった」としている。教室は今年度は5～8月の週末に開催、最終の8月16、17日は中止した。組合は室内の石綿濃度の測定などを検討している。

教室を運営する加古川市の業者は毎日新聞の取材に「どういう経緯で耐熱布が持ち込まれたか、わからない」と話した。

国内では、04年には白石綿を含むアスベストの使用は原則禁止、12年3月に全面禁止になった。白石綿は比較的毒性が低いとされるが、予備品の布の分析を担当した同センターの外山尚紀さんは「白石綿の暴露でも労災認定者は出ておりリスクはある。はたいたりしたのであれば飛散の可能性もあり、過去の利用者に正確な情報を伝えるべきだ」と話した。



乙訓環境衛生組合に残っていた予備品とみられる耐熱布。実際に使用した布は既に廃棄されている＝京都府大山崎町の同組合で18日




2014年8月19日　毎日新聞

帰った。

## 情報公開や対応は不十分？

江下町長は電話で「報告させる」と片岡に回答していたが、その後、何の連絡もないため、組合ＨＰを見てみたところ、現在の工房内の環境測定結果が掲示され「白石綿にばく露されたリスクはきわめて低いと考えます」云々との記載が確認された。

もともとの石綿布の分析結果の掲示がない、廃石綿の廃棄は適切になされたのか、利用者への連絡や室内クリーンアップについてもどうなったかもわからない、など、情報公開や対応について不明な点が明らかにされておらず、不誠実な点が感じられた。

そのため９月22日に河野組合事務局長に架電し「石綿布の分析結果報告をもらいたい」と申し入れたところ、「どうしてあげないといけないか？」「情報公開請求すれば」と不親切な感じの対応だったので、やむを得ずこの件にかかるすべての資料の公開請求を提出したところだ。

乙訓環境衛生組合は1964年から大山崎町、長岡京市、向日市で運営されている一般廃棄物の処理を共同で行うための一部事務組合（特別地方公共団体）だ。

いったい、こんなことでいいのだろうか？ほかのところで、起こってはないだろうか？疑問と不安がつきまとう。

# 無断で事業主に労災打ち切り通知
# 個人情報漏洩で京都労働局に申し入れ
## ユニオンネットワーク京都

京都労働局がこの３月 20 日付けで「適正給付管理対策業務要綱（以下、要綱）」を策定していたことがわかった。そして、その内容に不適切な点があることが、京都上労働基準監督署の対応から発覚し、ユニオンネットワーク京都が京都労働局にこの「要綱」に基づいた不適切な対応を行わないように申し入れを行った。

### 本人の了承なく通知 !?

ことの発端は労災保険で療養中のきょうとユニオンの組合員が、京都上労働基準監督署から、症状固定と労災の打ち切りについてのお知らせを受け取ったことだった。職場での長時間労働とパワーハラスメントによって精神疾患を発症した組合員は、きょうとユニオンの支援で労災認定され療養していたのだが、今年３月 31 日付けで京都上監督署から「今後治療をしても明らかな治療効果は期待できないと認められますので、４月 30 日をもって症状固定（治癒）と認定し、平成 26 年５月１日以降は療養給付及び休業補償は行わないことになりますので、予めお知らせします」という「お知らせ」文書が送られてきた。そのためにその組合員は５月以降の休業補償請求ができないものと思い、請求をあきらめた。そしてまもなく、組合員の事業主から「治癒であれば５月１日から就労してもらう」という指示があった。本人に送られたのと同様の内容の「お知らせ」が事業主にも送られていたのだ。

この時点で組合員の精神疾患は就労が可能なほど回復しておらず、また事業主とは今回の労災をめぐって争議となっており、職場へもどらなければならないと考えた彼は病状が悪化した。

ユニオンは「まだ加療が必要」との主治医の診断書を持って、京都上監督署を訪れて話し合いを持ったところ、上記「要綱」が３月 20 日付けで策定されたことがわかった。不十分な調査で突然本人に労災打ち切りを通知したやり方もひどかったが、事業主に対しても本人の承諾なしに知らせたことは、個人情報の漏洩であった。しかし上監督署は、「要綱」に基づいて実務処理したに過ぎず、問題ないとの対応であった。その後、この「要綱」を情報公開請求して入手した。

「要綱」は昭和 59 年８月３日の厚生労働省通達「適正給付管理の実施について」をもとに長期療養者の給付管理を主な目的として策定されたもので、元の通達に労災

打ち切りの手順などを含めた実務手続きなどを加えた内容だった。その「７治癒認定の手続き」に「…調査により、治癒と認められる者については、本人及び所属事業場（退職者は除く。）並びに主治医に対して、治癒認定した日の概ね１か月前までに『お知らせ』により通知すること。」と明記されていた。単なる一監督署による不手際という話ではなく、京都管区全体で同様の取り扱いがされている可能性がでてきた。早急に京都労働局と話をする必要があると判断し、７月 16 日、きょうとユニオンのメンバーら４人で京都労働局に行った。このとき、関西労働者安全センターの田島も参加した。

## 反応の鈍い労働局

対応したのは主任監察官によると、「要綱」は京都局独自の判断で策定し、特に厚労省などから何か指示があったわけではない、内容はこれまですでに実務で行ってきたことを明文化したものだという。事前に大阪や兵庫労働局にも最近このような「要綱」を策定したかどうか問い合わせたのだが、策定しておらず、また厚労省から何らかの指示があったということもないということだったし、また神奈川労災職業病センターが神奈川労働局と話したときには、「事業場へのお知らせなどとんでもない」ということで、「要綱」も策定していなかったので、それが事実だろう。

では、今回のケースで大変な問題となることを訴え、「要綱」について何らかの対処を求めた。しかし、監察官は、事業場への通知について被災者の職場復帰を見据えての連絡で何ら問題はないと返答した。ことの重大性が全くわかっていなかった。今回の件は個人情報の漏洩であり、あり得ない事態であることを強く訴えたところ、一応、内部で検討するという回答は得たが、その結果はこちらに知らせることはしないと言う。

予想外に京都労働局が鈍く、このままでは対処をしたかどうかもわからないことになるため、申し入れを行うことになった。

きょうとユニオンが加盟するユニオンネットワーク京都で問題を共有し、８月 12 日、申し入れには 10 人以上が集まった。

前回も対応した同じ監察官が対応したが、やっとことの重大性がわかったのか、「反省しています」という言葉があった。事業主への通知は改める、要綱も改める、労働者への通知は労災打ち切りと誤解をされないような形にするという。ただ、京都上監督署の事例については、個別事例については回答できない、と拒否した。

当然ではあるが、こちらの大勝利であった。

しかし、すぐにその申し入れの前日付けで、きょうとユニオンの組合員の５月１日以降の休業補償請求を不支給としていたことが発覚した。主治医がまだ治療の必要があり、治療で回復すると意見したにもかかわらず、「慢性期に入り、著しい回復は望めない」と判断して症状固定としたという。精神疾患を患う被災者に対してあまりに乱暴な判断である。職場復帰を云々とい

うのならば、被災者にきちんと職場復帰の支援を行い、リハビリ出勤などで職場に戻るまで労災保険は継続し、就労可能を確認してから打ち切るのが筋である。労災休業後の労働者は、就労することによって再度不調となり医師にかかる必要がでることも多く、少なくとも労災療養給付は継続した状態で職場復帰に取り組むのが当然で、まして今回のケースは精神疾患であり、より慎重な対応が求められる。

今後、ユニオンネットワーク京都は「要綱」が改定されるまで継続して取り組み、またきょうとユニオンは当該被災組合員の労災の審査請求手続きをはじめ支援を継続する。

今回「要綱」が策定されてすぐにその内容に問題があることが発覚したのは、ユニオンが支援していたからであり、支援もなく自分で手続きをしていた人が監督署の処分に不利益を受けていた可能性がある。今回のことはきょうとユニオンが相談活動に力を入れてきた成果だと思う。きょうとユニオンには数多く精神疾患の相談が寄せられており、今後も真摯な取り組みに期待したい。

# ″職場のいじめ″労働相談

**いじめ メンタルヘルス労働者支援センター　著**
**緑風出版　2000 円＋税**

『メンタルヘルスの労働相談』の続編として書かれた本書は、厚生労働省が取り組み始めた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を精査しながら、支援センターや労働組合、ユニオンに寄せられた具体的相談例をとりあげて、解決に向けた取り組みや方向性を探っています。また、最近問題になっている“感情労働”、“職場の暴力”（モンスターペアレントなど）も検討しています。

まずは、一人ひとりが声をあげることが重要です。

**問合せ：いじめ メンタルヘルス労働者支援センター**
**tel: 03-6380-4453 / http://ijimemental.web.fc2.com/**

## ◆◆ 再び刈払機の安全について ◆◆

# 大事な実技教育

### ５メートル以内は立ち入り禁止という原則

刈払機というのは、とても身近な機械だ。農機具店やホームセンターでお金を払えば、誰でもとりあえず手に入れることができる。しかし、小さいとはいえ２サイクルのガソリンエンジンがついていて、金属製の刈刃が高速で回転する。刈刃が雑草やかん木に接触して刈り取るというわけだから、鋭い刃物は剥き出しでなければ用をなさない。しかも刈刃の回転数はというと、フルスロットルなら毎分１万回転という高速だ。ひとたび人に接触すると重大災害となる。

たとえば、刈払機で作業中の人に伝えたいことがあり、近づくときにどうするか。声をかけても、作業者はエンジン音が大きくて気づかない。視線はというと、作業の対象である雑草や障害物の方を向いていて、他のところには注意が行き届かない。にも関わらず近づく人は、作業者が自分に気づいているだろうと思い込む場合がある。そのようにして起きる災害事例は少なくない。

だから刈払機作業の安全対策の中でも重要な点の一つは、刈払機の操作範囲に人を立ち入らせないということになる。厚生労働省の「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」は、「操作者から５メートル以内を危険区域とし、この区域に他の者が立ち入らないこと」としている。また、「刈払作業中、打合せ等のため他の者が近づくときは、合図をし、作業者がエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、近寄ること」とし、操作者以外の災害防止の原則について触れている。

刈払機作業に従事する安全衛生教育においても、テキストでこのことは強調されている。もし気づかないときは、まわりにある適当な小枝のようなものを作業者に投げて気付かせるというような方法まで触れているものもある。

実際のところ、作業者以外が刈刃に接触して被災するケースは、このような原則をしっかり守っていればほとんどの場合避けることができるはずだ。

### どこでも起きるキックバック現象

しかし、作業者自身が刈払機の予期しない動きが原因で被災するという災害は、作業者自身が機械の動きの特徴を理解していなければ防げない。

たとえば、エンジンを高速回転にして雑草を刈進んでいるときに、草に隠れていた切り株に刈刃を当てて、反対方向に跳ね返るキックバック現象に対する対策だ。チェーンソーでこのような現象が起きるのは、先端の上半分と場所が限られていて、そのためのチェーンブレーキという安全装

## キックバックは全周で起こる

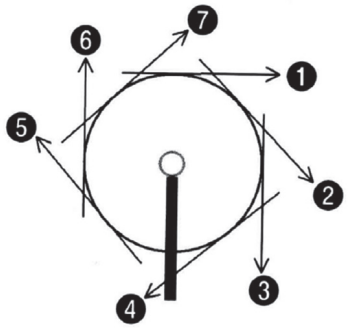


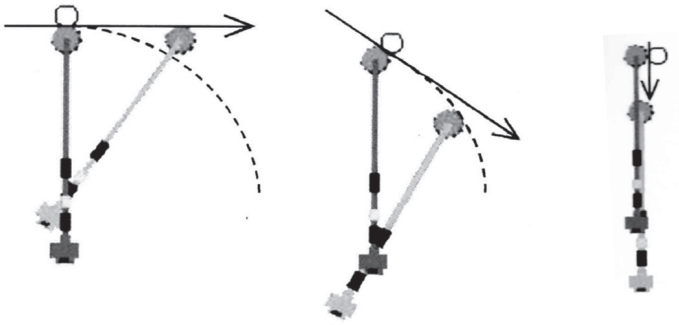

①　②　③

④　⑤　⑥　⑦

「刈払機安全作業ガイド基本と実践」（石垣正喜、林業改良普及協会発行）より

置も装着されているのが普通だ。

しかし刈払機の場合は、円形の刈刃が高速回転しているのだから、切り株のような固定物に全ての面が当たる可能性があるわけだ。それを図示すると前頁の図のようになるわけで、ほとんどの角度で災害につながる可能性があることになる。

実際問題としてベテランの作業者が、狭い溝部分の雑草を処理しようと、回転数を上げたまま操作桿部分を持って突っ込んだところ、跳ね返ってきたなどという災害事例は少なくない。対象物を当てて安全に刈り払えるのは、刈刃の前部の左 30℃の範囲だけだということを理解しておく必要がある。また厚生労働省の「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育カリキュラム」では、６時間のプログラムのうち、１時間を実技教育に充てることとされているが、その中で考えられるキックバック現象を実際に体験してみるという方法は有効だろう。

誰でも使える簡単な機械は、扱いを誤れば重大災害の原因となる動力機械なのであり、少なくとも職場で利用する際には安全衛生教育を必ず実施すべきということになる。


## 韓国映画「もうひとつの約束」

### 日本特別上映会開催

**白血病で娘を失い、巨大企業に立ち向かう父親の、労働者たちの闘いを描く、実話を元にした人間ドラマ**

**出演：パク・チョルミン、キム・ギュリ、パク・ヒジョン、イ・ギョンヨン**
**企画・脚本・監督：キム・テユン**
**制作：もうひとつの約束製作委員会**

【日本上映会】
11/14（金）18 時　名古屋　名古屋市教育館講堂
（名古屋市中区錦 3-16-6）
11/15（土）18 時　大阪　エルおおさか 南ホール
（大阪市中央区北浜東 3-14）
11/16（日）18 時　東京　なかのゼロ 小ホール
（東京都中野区中野 2-9-7）

参加協力券：1000 円
（前売制。上映委員会事務局または上映委員からお求めください）
問い合わせ先：「もうひとつの約束」上映委員会事務局　有限会社西ヶ原字幕社内
TEL: 03-3397-2235　/　E-mail: 1yakusoku@jimakusha.co.jp
上映会 HP：http://jimakusha.co.jp/1yakusoku/

# 連載　それぞれのアスベスト禍　その 43

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

### 関西支部 10 年の歩み

8 月 24 日（日）に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部 10 周年総会を盛大に行った。盛大といっても参加者は 31 名だ。関西センター事務所に他所から机と椅子を借りてきて、ギュウギュウ詰め状態でまさに「肩を寄せ合って」、関西支部誕生 10 周年を祝った。

この日のために、日頃お世話になっている方たちをお招きした。毎日新聞の大島秀利さん、石綿対策全国連絡会議の古谷杉郎さん、カメラマンの今井明さん、朝日新聞記者の足立耕作さん達だ。

2004 年 2 月に患者と家族の会が誕生した時は、関西支部の会員は 5 名。私の他には前会長である故中村實寛さんと元日本郵船勤務だった故笠原昭雄さん、他 2 名だった。そもそも患者と家族の会全体の会員数が正会員と賛助会員を合わせても 60 名というこじんまりとした所帯からスタートしたのだ。

そして 10 年を経た今日は患者と家族の会全体の会員数は 620 余名で、関西支部会員は 100 名を越した。しかしこの 10 年間の急激な成長の陰には、悲惨なドラマが無数にあった。生死の境を彷徨う魂と、過酷な現実を受け入れられなくて葛藤し、慟哭する家族達。それらの人々が明日という日を求め、辿りついたのが患者と家族の会だった。

10 周年総会では、この 10 年間を振り返る写真の数々がスライドで写しだされた。「あんなことあったね」、「あの頃はまだ元気だったね」と懐かしく映像を見た。関西支部の特徴を一言でいえば「誰でもが出入りしてきた、何でも有りの支部」だ。当初は全国で 3 支部しか無かったので、東京以西の人々は関西支部でフォローしてい

た。

その様な状況の中で、尼崎市に居住歴がある故土井雅子さんからの相談が舞い込んできた。そして故前田恵子さん、故早川義一さんと続き 2005 年 6 月末の「クボタショック」に突入した。

関西支部があったから、クボタショックは起こったと言っても過言ではなく、クボタショック後も工場近隣住民の救済を求めて懸命に活動をした。その姿勢そのものが、自身の苦しい経験から育んできた真心だった。そして関西支部活動は尼崎の住民被害だけに留まらず、大阪市西成区の石綿製品製造工場近隣の住民被害も発掘した。更には大阪府堺市内において「石綿入り麻袋の再生作業」を行った工場周辺で被害が出ていることを究明した。そして患者と家族の会の要請により、H 26 年度から大阪市は環境省が実施する検診制度の指定地域とすることができた。堺市はH 27 年度から対象となる予定だ。

数えればきりがないほど、問題を提起してきた。しかし関西支部の会員はそれらの重大さをあまり自覚していない様な気がする。なぜなら「困っている時に助け合うのは当たり前でしょう」といっているから。

スライドに感動した後は、関西支部誕生 10 歳ということで、ささやかなケーキに 10 本のロウソクが灯された。皆でハッピーバーディを歌った後に片岡さんの「フーッ！」という力強い息で吹き消し、大きな拍手がおこった。

「哀しい出来ごとを乗り越えて、素晴らしい仲間と出会えたことを感謝します」と口々に語り、皆で新たな出発を誓いあった。

そしてこの日は、ホームページ等で発信することの大切さも解った。「初めての参加ですが」と若い女性が来られた。聞くと豊中市内の小学校の教員だという。学校の授業でアスベストの事を取り上げたいので勉強に来ました、とのこと。改めて「発信」することの意義を感じた。

また総会終了後に、初参加の 2 組の中皮腫患者さんご夫妻が来られて、その場に居た会員さんと懇談して帰られた。10 年の歳月を経た出会いと、新たな出会いが交差した貴重な一日だった。（写真撮影：今井明氏）

# 堺市もアスベスト健康被害無料検診を実施

4月15日に衝撃的な記者会見が行われ「石綿入り麻袋再生工場」の労働者とその家族､そして周辺住民への被害が発覚した。

堺市では、昭和40年代にかけて、工場など少なくとも11ヶ所でアスベストを入れていた麻袋を再利用するため、袋をはたいたり吸引装置で吸い込んだりする作業が行われていた。作業をしていた8人と周辺住民2人の10人が既に死亡し、作業場に出入りしていた女性4人に胸膜プラーク等の所見が確認された。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は堺市に対して､環境省が実施する「石綿の健康リスク調査」の対象地域に参加することを要請した。これに先駆けて、大阪市でも工場周辺住民被害が発覚していたので、患者と家族の会の要請により大阪市も3月17日に参加が決まった。

堺市は今年度は市が行う「肺がん検診」の制度を利用して､アスベスト検診を行い、来年度から環境省の調査に加わる予定だ。アスベストの危険は、本人の知らない所でも多発している。アスベストを吸った記憶が無くてもぜひこの機会に検診を受けて欲しい。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

## 石綿（アスベスト）の無料検診

2014年9月2日

堺市では、石綿による健康被害の可能性がある方に対し、下記のとおり無料の石綿検診を実施します。

**■対象者**

市内在住の40歳以上の方で、石綿ばく露の可能性のある方
（本人か家族が石綿に関わる仕事をしていた方、石綿を取り扱う工場等の近くに居住していた方など）

**■検診の内容**

◇問診、胸部エックス線撮影

堺市が行う「肺がん・結核検診」において、「石綿に関する問診」と「エックス線撮影」を受けていただきます。費用は無料です。

◇胸部CT検査

エックス線撮影の結果、医師が必要と判断した場合には、医療機関でCT検査を受けていただきます。なお、CT検査費用は、後日、市から償還します。

**■実施日時及び場所**

| 回 | 検診日 | 場所 | 区 | 受付時間 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 10 月 3 日 ( 金 ) | 大仙西小学校 | 堺区 | 午前 9 時から午前 11 時 |
| 2 | 10 月 10 日 ( 金 ) | 向丘小学校 | 西区 | 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 |
| 3 | 10 月 17 日 ( 金 ) | 美原保健センター | 美原区 | |
| 4 | 10 月 20 日 ( 月 ) | 東保健センター | 東区 | |
| 5 | 10 月 29 日 ( 水 ) | 深井西小学校 | 中区 | |
| 6 | 11 月 7 日 ( 金 ) | 大泉小学校 | 北区 | |
| 7 | 11 月 10 日 ( 月 ) | 神石小学校 | 堺区 | 午前 9 時から午前 11 時 |
| 8 | 11 月 18 日 ( 火 ) | 熊野小学校 | 堺区 | 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 |
| 9 | 11 月 28 日 ( 金 ) | 北保健センター | 北区 | 午前 9 時から午前 11 時 |
| 10 | 12 月 8 日 ( 月 ) | 泉北急病診療センター | 南区 | 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 |
| 11 | 1 月 21 日 ( 水 ) | 中保健センター | 中区 | |
| 12 | 2 月 3 日 ( 火 ) | 東保健センター | 東区 | |
| 13 | 2 月 20 日 ( 金 ) | 美原保健センター | 美原区 | |
| 14 | 3 月 9 日 ( 月 ) | 西保健センター | 西区 | 午前 9 時から午前 11 時 |
| 15 | 3 月 17 日 ( 火曜 | 南保健センター | 南区 | 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分 |

**■申し込み方法**

電話または FAX での事前お申込みとなります。

住所、氏名、生年月日、電話番号、希望の検診日（第 3 希望まで）を保健医療課（電話 228-7582、FAX222-1406）まで。

後日、本市で検査日程を決定し、郵送で通知します。

**■申込受付期間**

◇ 10 月から 12 月に実施される検診

9 月 1 日（月曜日）から 9 月 24 日（水曜日）まで

◇ 1 月から 3 月に実施される検診

9 月 1 日（月曜日）から 12 月 24 日（水曜日）まで

**■問い合わせ先**

堺市 健康福祉局　健康部保健所　保健医療課

直 通 072-228-7582　内 線 3417、3404

ＦＡＸ 072-222-1406

# 韓国からのニュース

**■サムスン電子の職業病対策／会社側「8人選別補償」だけを繰返す**

サムスン電子の職業病対策作りのための『半導体労働者の健康と人権を守るパノリム』とサムスン電子の交渉が、2ヶ月目で膠着状態に陥った。

サムスン電子とパノリムは7月30日に7時間の長時間交渉をしたのを含めて、5月28日から4回の交渉を行った。その結果は、核心争点である謝罪・補償・再発防止策について、両者の立場の違いを確認しただけだった。両者は8月13日に再度会う予定だが、立場の差が余りにも大きく、交渉はしばらく空転するものと予想される。

◇**謝罪・補償・再発防止策足踏み**＝この間の交渉でサムスン電子は、現在遺族が交渉に参加している被害者8人に対する補償を提示しただけで、再発防止策や追加の謝罪については特別な案を出してこなかった。

補償範囲でもパノリムとの違いは大きい。パノリムは8人に対する補償の他に、業務上災害と疑われて労災申請をした2人と、労災申請をできない被害者すべてを補償範囲に含ませなければならないという立場だ。

パノリムは労災申請をしなかった被害者に対しては、サムスン電子が施行している『退職者癌支援制度』を改善して補償して欲しいと要求している。一方、サムスン電子は8人の被害者に対する補償を先ず議論し、残りの被害者や被害者と疑われる人たちについては、公信力のある補償委員会を作って議論しようと提案している。

職業病被害を根本的に防止する対策作りに関しては、違いは更に大きい。サムスン電子は独立性と専門性を備えた機関によって作業場を総合的に診断した後、対策を作ろうと提案した。しかし、パノリムはサムスン電子内に、パノリムが推薦した者が過半数を占める化学物質安全保健委員会と外部監査団を設置するように要求している。総合診断は問題を発見する段階で終わるため、再発防止のための追加措置が必要だという主張だ。サムスン電子は難色を示している。

追加謝罪に関しても両者は合意に至ることができなかった。サムスン電子は「クォン代表理事・副会長の謝罪を含め、3回も謝った」として追加謝罪を拒否した。パノリムはクォン代表理事の謝罪内容に、△安全管理の不備、△被害者の労災申請の妨害、△被害者家族と活動家に対する暴行・暴言・告訴・告発に対する部分が抜けていると指摘した。

**パノリム、サムスン電子職業病被害者の証言記者会見「被害者164人中70人が死亡」**

◇**今後の交渉も空転か**＝サムスン電子は批判の世論に押されて補償問題だけを急いでまとめようとしているのではないかという分析も出てきた。今までの交渉の過程を見れば、実際サムスン電子は補償問題にだけ力を入れているようだ。

交渉の展望も明るくない。30日の交渉でパノリムは、謝罪と再発防止策

について次期交渉で追加議論をしようと要請したが、サムスン電子は「すでに考え方を明らかにした」として断った。2014 年８月１日　毎日労働ニュース　ク・ウネ記者

**■「サムスン電子の白血病は業務上疾病」／ソウル高裁、被害者２人労災認定、３人は棄却**

サムスン電子器興（キフン）工場の半導体生産ラインで働いて白血病で亡くなった故ファン・ユミさん、イ・スギョンさんが、控訴審でも産業災害を認められた。2011 年６月に一審のソウル行政法院が労災認定の判決を出して３年２ヶ月目だ。

**◇故ファン・ユミさんは控訴審勝訴** = ソウル高裁行政９部は 21 日、ファンさんとイさんの遺族が勤労福祉公団を相手に出した遺族手当と葬儀料の不支給処分の取り消し訴訟で、原審通り原告勝訴判決を出した。

ファン・ユミさんは半導体の生産ラインで働いて、2005 年に急性骨髄性白血病を発病し、2007 年３月に 23 才の若さで死亡した。同じラインで働いたイさんは、2006 年８月に 30 才で亡くなった。

裁判所は「2 人がサムスン半導体事業場に勤めて、ベンゼンと電離放射線のような有害物質に曝露した可能性がある」として、白血病の発病と業務の関連性を認めた。二人は作業工程で使った感光剤に含まれたベンゼン・ヒ素・硫酸・電離放射線のような有害物質に曝露し、過度な夜間勤務に苦しめられた点が判決に反映された。

裁判所は「今回の事件は被害者が亡くなった後、相当な時間が過ぎて因果関係を判断しやすい事件ではない」が、「発病経路が医学的・自然科学的に明確に立証されなくても、業務と白血病発病の関連性を推測・判断することができる」と判示した。

今回の判決はファンさんと同じ仕事をして亡くなった故キム・ギョンミさんの控訴審の判決にも、肯定的な影響を及ぼすと思われる。サムスン半導体で働いて白血病と悪性リンパ種など、重症リンパ造血系疾患に罹った被害者 70 人余りも、労災を認められる可能性が高まった。

しかし、裁判所は同時に訴訟を起こした故ファン・ミヌンさんの遺族と、闘病中のキム・ウンギョンさん、ソン・チャンホさんについては、「医学的に白血病発病の原因と思われる物質に曝露したとは見られない」とし、労災と認定しなかった。業務と疾病の因果関係を説明する証拠が不足だということだ。裁判所は残りの２人についても、同じ理由で労災を認めなかった。

**◇勤労福祉公団、上告は検討中** = この日の控訴審判決が出るまで、故ファン・ユミさんの父親・ファン・サンギさんは、何と７年３ヶ月間の法廷攻防を行わなければならなかった。2007 年６月に一人で勤労福祉公団を訪ね、労災申請をしたのが始まりだった。その他の被害者と遺族たちが体験した苦痛の時間も決して短くはなかった。労災に遭った被害労働者や遺族に、業務と疾病との関連性を立証するように求める現行の産業災害補償保険法のせいだ。

訴訟に勤労福祉公団の補助参加人として参加したサムスン電子を相手にするのも、労働者と遺族には大変なことだった。訴訟を有利に導くためにサムスン側が半導体工場の有害環境の痕跡を消し、各種情報を隠した情況は、映画＜もう一つの約束＞にも詳しく描かれている。

パノリムのイ・ジョンラン公認労務士は、「サムスン電子側の情報隠蔽と事実歪曲に対抗して、被害者と遺族たちがシンドイ闘いをしてきたが、裁判所が労災認定という極めて常識的で合理的な判決をした」。「遺族たちの苦痛に対するサムスン電子の責任が何より大きいので、それに相応しい謝罪と補償をしなければならず、労働者が労災を立証しなければならない現行法は、やはり改善しなければならない」と話した。一方、公団関係者は「法務チームが上告の是非を検討中」と話した。2014 年８月 22 日毎日労働ニュース　キム・ハクテ記者

**■今年上半期に 977 人が労災で死亡／業務上疾病死亡者、昨年より 7.2% 増加**

24 日、雇用労働部の『2014 年 6 月末産業災害発生現況』資料によると、上半期に 4 万 3824 人が産業災害にあった。被災者数は昨年より 1407 人 (3.1%) 減少した。災害率は前年同期比 0.02% 下落した 0.27% を記録した。

今年 6 月までに労災で死亡したのは 977 人。業務上の事故による死亡者は昨年より 1.1%(6 人 ) 増えた 529 人、業務上疾病による死亡者は 7.2%(30 人 ) 増加した 448 人だった。労働者 1 万人当たりの死者数を現わす死亡万人率は、前年比 1.6% 減少した 0.60 と集計された。一方、業務上疾病の死亡万人率は 3.7% 増加した 0.28 を記録した。

業務上疾病の死亡者はほとんどの疾患で増加した。塵肺 (207 人 ) と脳心血関係疾患 (168 人 ) は前年比 5.6%、0.6% それぞれ増えた。癌と細菌・ウイルス感染、精神疾患など、その他の死亡者 (59 人 ) は 25.5% 増えた。

特定化学物質中毒 (10 人 ) は 100%、有機溶剤中毒 ( 4 人 ) も 33.3% 増加したと集計された。有害・化学物質の漏出・爆発事故が減らなかったせいだ。実際、22 日にも 2 件の化学物質漏出事故が発生した。午前 8 時 20 分頃、仁川(インチョン)南東公団にある印刷回路基板工場で、塩素酸ナトリウムが流出し、22 人が頭痛と嘔吐症状を示して病院に緊急護送された。午前 9 時 56 分、慶北(キョンブク)の TV 部品生産工場では塩酸 200 リットルが流出した。事故当時、工場には労働者 200 人余りが仕事をしていた。作業中だった 10 人が呼吸困難を訴えて病院に護送された。**2014 年 8 月 25 日　毎日労働ニュース　キム・ミヨン記者**

**■白血病が 8 人、サムスン電気が『死の工場』になるか**

サムスン電気で働いていたチャン・某 (27) さんが、6 月に白血病で闘病中に死亡したことに関して、半導体労働者の健康と人権を守るパノリムと民主労組釜山（プサン）本部は、サムスン電気の謝罪と雇用労働部の真相究明を求めた。

パノリムによれば、故人は 2005 年から 1 年 6 ヶ月間、サムスン電気の釜山事業場の印刷回路基板 (PCB) 製造工程で働いた。軍に入隊するためにサムスン電気を退社、退役の後、2012 年に白血病と診断され、抗癌治療と骨髄移植を受けたが、6 月に亡くなった。

故人は PCB 工程での切断作業中に、有害物質のベンゼン・エポキシ粉・有機溶剤に曝露した。故人に毒性物質を遮断するための保護具は支給されず、使い捨てマスクと薄いビニール手袋が支給されていたことが分かった。

故人はまた、勤務期間中は昼夜二交代で、週当り法定労働時間を 40 時間上回る頻繁な夜間労働と、残業に苦しめられたと伝えられた。パノリムは△長時間労働によって免疫力が弱くなった点、△有害物質に曝露するのに適切な保護具がなかった点、△白血病に対する家族歴がない点を上げて、「チャンさんの白血病は業務上災害と見るのに充分だ」と主張した。

パノリムは、サムスン電気で働いた経験のある労働者 8 人が白血病の診断を受け、この内 6 人が死亡したと把握している。この日の記者会見でパノリムが公開したソウル大病院の主治医の所見書には、「( 故人が ) 有機溶剤などに曝露される環境で働き、上記疾病の発病は作業関連性があると判断される」とし、「追加的な調査によって関連性を綿密に検討しなければならないと考えられる」と記されている。

両団体は「人口 10 万人当たりに 2 ～ 3 人しか発病しない白血病が、サムスン電気の労働者 8 人に発病した」として「サムスン電気の謝罪と労働部の徹底した調査を要求する」と話した。**2014 年 8 月 27 日　毎日労働ニュース　ク・テウ記者**

（翻訳：中村　猛）

# 前線から

## 東北支部設立総会開催

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

**仙　台**

8月30日（土）に「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」では14番目の支部となる東北支部が誕生した。東北地方は青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島の6県に及んでいる。岩手県だけでも四国と同じ面積だという。県の面積が大きい東北6県では、同じ県内でも会員同士が出会う機会がこれまでなく、それぞれ一人で、ご自身・ご家族のアスベスト疾患と闘ってきた。

仙台市内での設立総会に先立って、同日午前中から会員同士の顔合わせが行われた。山形県、岩手県等から参加したご家族は5人。関東支部からも世話人が応援に駆けつけた。最初は緊張していた空気も午後からの「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東北支部発足の集い」では、和やかな雰囲気になってきた。

厳しい寒さの中、医療過疎ともいえる環境のもとで病魔と闘ってきた5人の体験談にはとても感銘を受けた。やっと東北の地に拡がった仲間の輪に「ひとりじゃない、と思えた」と最後に語ってくれた会員の言葉がとても印象的だった。

地元で支援活動をして頂いているアスベストセンター東北の尾形海子さんの誕生日と同じ日だった。総会終了後に東北支部と尾形さん、二つの誕生祝いをした。

東北支部は山形市の「中皮腫・じん肺・アスベストセンター東北」内に事務局を置き、連絡先は080-8217-5022。

# 新潟アスベスト被害ホットライン実施

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

**新　潟**

7月26，27日の両日、　新潟ではじめてとなる相談会と電話相談が行われた。当日、配管工事をして肺がんになった男性が相談に訪れたほか、相談会以降も少しずつ相談が寄せられていて順次、対応を進めている。

2014年(平成26年)7月17日（木曜日）　社会　28

### 石綿被害救済 諦めないで

**全国団体 26、27日新潟で相談会**

**本県支部設立も視野に**

全国のアスベスト（石綿）の被害者らでつくる「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」（東京）は26、27の両日、新潟市内で無料相談会を初めて開く。また電話相談を受け付けるホットラインを開設した。

同会によると、業務中にアスベストを吸い込んで中皮腫や肺がんになった場合は労災、それ以外のケースでも石綿健康被害救済法の救済が受けられる。アスベストに特有な中皮腫は認定されているが、肺がんはたばこなど他の原因が疑われて救済漏れが多いという。

同会の古川和子会長らが県庁で記者会見し、「地方にも肺がんで苦しみ、認定されていない人がいる。認定されないと諦めずに相談してほしい」などと訴えた。相談会をきっかけに本県の支部設立を目指す。「ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟」が同会との窓口を務める。

26、27日の相談会場は新潟市西区小針南台の「フリースペース葡萄の木」。午前10時～午後5時。ホットラインは両日のほか、平日の同時間帯に受け付ける。電話番号は025（265）5446。

2014年7月17日　新潟日

相談にあたった（左から）鈴木江郎さん、高見優さん、成田博厚さん

# 8月の新聞記事から

**8/2**　上海市近郊、江蘇省昆山市の開発区にある「中栄金属製品」工場で爆発が起き、71人が死亡、187人が負傷した。同社はゼネラル・モーターズ指定のサプライヤー。従業員450人で、爆発当時は264人がいた。自動車部品のホイールを研磨する作業中に爆発が起き、粉塵に引火した可能性があるという。

**8/4**　2012年度にうつ病などの精神疾患が理由で退職した教員は、国公私立学校（幼稚園から大学まで）で09年前回調査より18人多い969人に上ることが文部科学省の調査で分かった。うち中学校は前回より30人増。「学校教員統計調査（中間報告）」で分かった。幼稚園218人▽小学校356人▽中学校227人▽高校124人▽大学38人▽短大６人。

**8/5**　田村憲久厚生労働相は今年１-６月の労働現場での死亡事故が前年同期比で19.4%急増していることから、労災防止の緊急対策を実施するとした。１-６月の労災の死傷災害は４万7288人（前年同期比3.6%増）。うち死亡は437人（同19.4%増）。ここ５年では最大の増加率。

**8/7**　厚生労働省が勧める若者応援企業に就職した神奈川県在住の元会社員の女性(24)が、ＩＴ会社「LIFECREATIONS」と派遣先の「富士ゼロックスシステムサービス板橋事業所」に賃金やパワハラの慰謝料など約500万円の支払いを求め東京地裁に提訴した。女性は2013年11月、若者応援企業のＬ社に１カ月の研修を受けて入社、富士ゼロックスに派遣された。研修中休みは１日で、270時間だったが無給だった。また富士社ではパワハラやセクハラ発言を受け長時間労働も続き、２カ月後、適応障害で働けなくなった。

**8/8**　去年12月、名古屋市営地下鉄の六番町駅でのアスベスト除去工事中に、構内に青石綿が空気１リットルあたり700本という高い濃度で飛散した事故の対応策について名古屋市の検討会が開かれ、市は「飛散を防ぐ対策が不十分なまま作業を行ったことが原因」と報告するとともに、除去の方針を撤回して工事を中止したことを明らかにした。

厚生労働省は外国人技能実習生が働く事業所への2013年の立ち入り調査で、対象2318事業所の79.6%に当たる1844事業所に、何らかの労働基準関係法令違反を確認したと発表した。違反内容は労働安全衛生法違反が1142事業所で最も多く、法定労働時間の超過などが692事業所あった。割増賃金の不払いは463事業所。労働基準監督署が送検したのは12件。実習生側が申し立てたケースも125件あった。

昨年１月に中皮腫で死亡した富山県南砺市の野村光弘さんの遺族が、大学時代のアルバイトで吸ったアスベストが原因として、吉野石膏と内装会社「ジーエル・本江」に計約１億1600万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。富山大の学生だった1983年４月～86年６月、石こうボードを一日数百枚切断するアルバイトをした。2011年６月に中皮腫と診断され、12年３月労災認定された。

**8/11**　福島第１原発事故の収束作業で安全管理を怠り、2011年10月、クレーンの台車からワイヤロープの束が従業員に落下し、肋骨などを折る重傷を負わせたとして、富岡労働基準監督署（福島県）は大阪府高石市の建設会社「サイガ」と同社の作業監督者を労働安全衛生法違反容疑で福島地検に書類送検した。収束作業中の労災事故で書類送検されるのは初めて。

**8/12**　海上自衛隊の艦船に所属していた呉市の山本幸夫さん(77)が、アスベストの曝露業務で肺がんなどを発症したとして公務災害の認定を求め、呉地方総監が肺がんや放射性肺臓炎、ステロイド性糖尿病を公務災害として認定していた。昭和30年７月、海上自衛隊に入隊。平成元年に定年退職するまで、ボイラー室に詰めて整備作業などでアスベストを扱い、平成11年８月に原発性肺がんと診断され、放射性肺臓炎やステロイド性糖尿病なども発症。平成18年５月に公務災害の申請をし、今年７月28日、ようやく認定された。海上自衛隊のアスベストによる公務災害申請は51件あり、山本さんを含め14件が認定。

**8/19**　国直轄の福島県田村市の除染作業で、下請け会社が作業員の健康診断書を偽造し、健康診断を受けさせずに作業をさせていたことが分かった。下請け会社は、鹿島を中心とした共同事業体の仕事を請け負っていた松栄ワークス。鶴見労働基準監督署は今年６月、同社が40代の男性作業員を雇う際、健康診断を受けさせなかったなどとして是正の指導をした。

**8/22**　「たかの友梨ビューティクリニック」の仙台店が、有給休暇を取った従業員の残業代を減額したなどとして、仙台労働基準監督署が是正勧告していたことが分かった。従業員ら計４人が労基署に申告した。

**8/26**　2011年７月、福島第１原発事故で避難中の川俣町の渡辺はま子さんの自殺は「避難生活でうつ状態になったため」として、遺族４人が東電に計約9100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁は東電に約4900万円の支払いを命じた。原発事故が原因で自殺したとして東電に賠償請求した訴訟で初の判決。原発事故ではま子さんは福島市内のアパートに避難。一時帰宅した７月１日、自宅敷地内で焼身自殺。

昭和50年10月29日　第三種郵便物認可　「関西労災職業病」　9月号(通巻448号)　14年9月10日発行　(毎月一回10日発行)

**腰痛予防に腰部保護ベルト**－宇土博医師（広島労働安全衛生センター顧問）監修　ミドリ安全（株）製

# らくようたい　インナー＆アウタータイプ

# Super Relief（スーパーリリーフ）NEW!　インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

| 種　類 | | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| らくようたい | 男 | DR-1G | 黒/白 | ウエスト | 72－80 | 80－88 | 88－96 | 96－104 | 104－112 |
| | 女 | DR-1L | 黒/白 | ウエスト | 56－64 | 64－72 | 72－80 | 80－88 | － |
| Super Relief | 兼用 | Super Relief | グレー･ブルー(ツートン) | ウエスト | 56－65 | 65－85 | 85－100 | 100－110 | － |
| | | | | 骨盤回り | 64－72 | 70－88 | 85－102 | 100－112 | － |

（頒価）5,700円（送料別）■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月１回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座　　00960－7－315742　　関西労働者安全センター
●近畿労働金庫梅田支店　普通　1340284　　関西労働者安全センター

| | | |
|---|---|---|
| １　部 | | 200円 |
| 年間定期購読料（送料込み） | １部 | 3,000円 |
| 〃 | ２部 | 4,800円 |
| 〃 | ３部以上は、１部につき2,400円増 | |
| 会員購読料 | 安全センター会員（会費月1口1,000円以上）には１部無料配布。２部以上は１部150円増 | |

*Culture & Communication*

―封筒・伝票からパッケージ・美術印刷―

KOKUSAI　株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002　大阪市大正区三軒家東３丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854　FAX.06 (6551) 1259